

時間単位年休制度について

～短時間の私用の場合、柔軟な休暇の取り方ができるようになりました～

これまでは、年次有給休暇は「全日」若しくは「半日」単位でしか取得出来ませんでしたが、時間単位で取得できるようになりました。

1.対象となる方

◆医療専門職（派遣就労時は除く） ◆保育専門職 ◆総合職

2.取得例

始業時刻から数時間、終業時刻までの数時間の取得は勿論、中抜けや1日複数回の取得も可能です。

	始業時刻		終業時刻
始業時刻からの取得	時間単位 年休	勤務	
終業時刻までの取得	勤務		時間単位 年休
中抜けでの取得	勤務	時間単位 年休	勤務
複数回に分けての 取得	時間単位 年休	勤務	時間単位 年休

Point

取得できる単位は、「時間単位」です。30分や45分などの1時間未満の取得はできません。

3.年間で使用できる時間数

年間で使用できるのは、付与されている年次有給休暇のうち、1日の平均所定労働時間の5日分まで時間単位で取得が可能です。5日分の算出方法は以下の通りです。

$$\begin{array}{l} \text{各人の1日の} \\ \text{平均所定労働時間} \\ \text{(分単位は時間に切上げ)} \end{array} \times 5\text{日間} = \text{年間で使用できる} \\ \text{時間単位年休分}$$

Point

年次有給休暇の本来の目的は、「心身の疲労回復やリフレッシュ」です。その為、5日以上年次有給休暇が付与されている方は、年間で5日を取得することが義務付けられていますが、時間単位年休で取得した分は、この取得義務に加えることが出来ません。本来の目的に沿って、1日単位や半日単位の取得も計画的に行ってください。

4.取得に際してのルール

取得ルールは通常の年休取得時と同じく、事前申請の徹底をお願いします。

- 1 事前申請の徹底
- 2 シフト勤務者は前月末までに申請
- 3 遅刻や早退時の事後的充当は不可



5.申請方法

申請はAD勤怠にて取得単位を時間単位とし、取得時間を登録します。詳しくは、<https://member.solasto.co.jp/hr/advance.html>「Advance勤怠 時間単位年休 FAQ」をご確認下さい。

取得単位	時間	【申請区分・種別】	
申請時間	全日	申請区分	各種申請
休憩時間1	前半	【申請内容】	
休憩時間2	後半	対象日	2022/10/07 ~ 2022/10/07
休憩時間3	時間	振替勤務	
		取得単位	時間
		申請時間	11 : 00 ~ 12 : 00



FAQ

No	質問	回答
1	年間とはいつからいつまでを指しますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各自の付与日から1年間となります。
2	途中で所定労働時間が変更になった場合、残時間はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 所定労働時間が短くなった場合は、次の付与までは変更前の所定労働時間にて残時間を計算します。 ➤ 所定労働時間が長くなった場合は、次の付与を待たずに変更後の所定労働時間にて残時間を計算します。
3	中抜け取得の場合の打刻方法はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中抜け時に打刻は必要ありません。
4	未消化分の繰り越しの考え方はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これまで同様に、年次有給休暇は付与の翌年に限り、未消化分は繰り越しされます。繰り越しの際には、端数＝時間単位年休の未消化分も含めて行われます。
5	自分の1日の平均所定労働時間の確認はどこからできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人事システムSTELAから、ホーム画面の「プロフィール」を選択し、「発令情報」から確認が可能です。「月所定労働時間÷月所定労働日数」を切り上げたものです ※公開は、準備が整い次第となります
6	全く出勤しない日の有給休暇に時間単位年休を充当することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 時間単位年休は有給休暇の本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図るという観点から年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的としているため、出勤日の全部を休む際は今まで通り全日の取得として下さい。

